



# 茨城県報

第 290 号

令和 4 年 (2022年) 3 月 22 日

火 曜 日

## 目 次

規 則	ページ
(人 事 委 員 会)	
●職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………	1
告 示	
●児童福祉法に基づく各児童相談所に置く児童福祉司の数 (青少年家庭課) ……	4
●児童福祉法に基づく各児童相談所に置く指導及び教育を行う児童福祉司の数 (青少年家庭課) ……	4
●大規模小売店舗の変更の届出 (3 件) (中小企業課) ……	5
●令和 4 年度普通職業訓練普通課程 (離職者等再就職訓練) に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等 (労働政策課) ……	8
●道路の区域の変更 (3 件) (道路維持課) ……	8
●道路の供用の開始 (6 件) (道路維持課) ……	9
●車両制限令の規定に基づく道路の指定 (道路維持課) ……	11
●車両制限令の規定に基づく道路の指定及び車両の通行方法の指定 (道路維持課) ……	12
正 誤	
●平成30年10月29日付け茨城県報第3042号中……………	13

## 規 則

(人 事 委 員 会)

### 茨城県人事委員会規則第 2 号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 3 月 22 日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則 (昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

付則別表を次のように改める。

## 付則別表 (第43条の 2 関係)

## 原動機付きの交通用具使用者の通勤手当額表

片道の使用距離		自 動 車 (第 1 号該当職員)	原動機付自転車等 (第 2 号該当職員)
キロメートル以上 2	キロメートル未満 4	円 2,300	円 2,000
4	6	3,900	2,000
6	8	5,400	2,700
8	10	7,000	3,500
10	12	8,500	4,300
12	14	10,000	5,000
14	16	11,600	5,800
16	18	13,100	6,600
18	20	14,700	7,400
20	22	16,200	8,100
22	24	17,800	8,900
24	26	19,300	9,700
26	28	20,900	10,500
28	30	22,400	11,200
30	32	24,000	12,000
32	34	25,500	12,800
34	36	27,100	13,600
36	38	28,600	14,300
38	40	30,100	15,100
40	42	31,700	15,900
42	44	33,200	16,600
44	46	34,800	17,400
46	48	36,300	18,200
48	50	37,900	19,000
50	52	39,400	19,700
52	54	41,000	20,500
54	56	42,500	21,300
56	58	44,100	22,100
58	60	45,600	22,800
60	62	47,100	23,600
62	64	48,700	24,400
64	66	50,200	25,100
66	68	51,800	25,900
68	70	53,300	26,700
70	72	54,900	27,500

72	74	55,000	27,500
74	76	55,000	27,500
76	78	55,000	27,500
78	80	55,000	27,500
80キロメートル以上		55,000	27,500

備考 1 第41条各号に定める職員のうち通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び交通用具（通常徒歩によることを例とする距離内において使用するものを除く。次項において同じ。）の使用距離が片道2キロメートル未満である職員に係る第43条の2の額は、この表にかかわらず、2,000円とする。

2 同一の交通用具を2区間以上使用する場合にあつては、通算した使用距離の区分に応じた額とする。

別表第37を次のように改める。

別表第37（第43条の2関係）

原動機付きの交通用具使用者の通勤手当額表

片道の使用距離		自 動 車 (第1号該当職員)	原動機付自転車等 (第2号該当職員)
キロメートル以上 2	キロメートル未満 4	円 2,200	円 2,000
4	6	3,700	2,000
6	8	5,200	2,600
8	10	6,600	3,300
10	12	8,100	4,100
12	14	9,600	4,800
14	16	11,100	5,600
16	18	12,500	6,300
18	20	14,000	7,000
20	22	15,500	7,800
22	24	17,000	8,500
24	26	18,400	9,200
26	28	19,900	10,000
28	30	21,400	10,700
30	32	22,900	11,500
32	34	24,300	12,200
34	36	25,800	12,900
36	38	27,300	13,700
38	40	28,800	14,400
40	42	30,200	15,100
42	44	31,700	15,900
44	46	33,200	16,600
46	48	34,700	17,400
48	50	36,100	18,100
50	52	37,600	18,800

52	54	39,100	19,600
54	56	40,600	20,300
56	58	42,100	21,100
58	60	43,500	21,800
60	62	45,000	22,500
62	64	46,500	23,300
64	66	48,000	24,000
66	68	49,400	24,700
68	70	50,900	25,500
70	72	52,400	26,200
72	74	53,900	27,000
74	76	55,000	27,500
76	78	55,000	27,500
78	80	55,000	27,500
80キロメートル以上		55,000	27,500

備考 1 第41条各号に定める職員のうち通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び交通用具（通常徒歩によることを例とする距離内において使用するものを除く。次項において同じ。）の使用距離が片道2キロメートル未満である職員に係る第43条の2の額は、この表にかかわらず、2,000円とする。

2 同一の交通用具を2区間以上使用する場合にあっては、通算した使用距離の区分に応じた額とする。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 告 示

### 茨城県告示第302号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項の規定に基づき、令和4年度において各児童相談所に置く児童福祉司の数を次のように定め、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 中央児童相談所 32人
- 2 日立児童相談所 11人
- 3 鉾田児童相談所 13人
- 4 土浦児童相談所 40人
- 5 筑西児童相談所 26人

### 茨城県告示第303号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第7項の規定に基づき、各児童相談所に置く同条第5項の指導及び教

育を行う児童福祉司の数を次のように定め、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 中央児童相談所 5 人
- 2 日立児童相談所 2 人
- 3 鉾田児童相談所 2 人
- 4 土浦児童相談所 7 人
- 5 筑西児童相談所 4 人

~~~~~

### 茨城県告示第304号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 4 年 3 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 株式会社ナルックス

代表取締役 野口 剛

石川県白山市松本町2512番地

- (2) 株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

- 2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキおおつ野店

土浦市おおつ野二丁目 2 番地 5 外

- (2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) スーパーまるもおおつ野店・クスリのアオキおおつ野店

(変更後) クスリのアオキおおつ野店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (3) 変更の年月日

令和 3 年 8 月 23 日

- (4) 変更する理由

小売業者の退店のため

- 3 届出年月日

令和 4 年 3 月 10 日

## 4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

~~~~~

**茨城県告示第305号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和4年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

独立行政法人都市再生機構

本部長 田島 満信

## (2) 住所

神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地1

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

戸頭ショッピングセンター

取手市戸頭6丁目30番6 外

## (2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 都市基盤整備公団

総裁 伴 襄

(変更後) 独立行政法人都市再生機構

本部長 田島 満信

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (3) 変更の年月日

ア 平成31年4月1日 外

イ 平成30年6月1日 外

## (4) 変更する理由

ア 統合による名称変更及び代表者の変更のため

イ 小売業者変更のため

## 3 届出年月日

令和4年3月10日

## 4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

~~~~~

## 茨城県告示第306号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和4年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

独立行政法人都市再生機構

本部長 田島 満信

## (2) 住所

神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地1

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

戸頭ショッピングセンター

取手市戸頭6丁目30番6 外

## (2) 変更しようとする事項

## ア 駐車場の位置

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

(変更後) 開店時刻 午前9時 (一部午前7時)

閉店時刻 午後10時

## ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午後11時

(変更後) 午前8時30分 (一部午前6時30分) ～午後11時 (一部午後9時)

## エ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2箇所

(変更後) 3箇所

## (3) 変更の年月日

ア 令和4年11月11日

イ、ウ、エ 令和4年3月11日

## (4) 変更の理由

運営計画に変更があるため

## 3 届出年月日

令和4年3月10日

## 4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

## 茨城県告示第307号

茨城県立職業能力開発校規則（昭和54年茨城県規則第10号）第2条第2項の規定により、令和4年度の普通職業訓練普通課程（離職者等再就職訓練）に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等を次のとおり定める。

令和4年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

## 普通職業訓練普通課程

| 学院名                       | 訓練の種類     | 普通職業訓練 |    |      |              |
|---------------------------|-----------|--------|----|------|--------------|
|                           | 訓練課程      | 普通課程   |    |      |              |
| 学院名                       | 区分        | 訓練科名   | 定員 | 訓練期間 | 訓練開始月        |
| 茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院 | 離職者等再就職訓練 |        |    |      |              |
|                           | 委託訓練      | 介護福祉科  | 6人 | 2年   | 4月<br>(2コース) |
| 茨城県立土浦産業技術専門学院            | 離職者等再就職訓練 |        |    |      |              |
|                           | 委託訓練      | 介護福祉科  | 6人 | 2年   | 4月<br>(3コース) |
|                           |           | 調理師科   | 4人 | 1年   | 4月<br>(1コース) |
| 茨城県立筑西産業技術専門学院            | 離職者等再就職訓練 |        |    |      |              |
|                           | 委託訓練      | 調理師科   | 4人 | 1年   | 4月<br>(1コース) |

## \* 訓練対象者

離職者等再就職訓練の訓練対象者は、公共職業安定所での職業相談等を通じて受講が必要であると認められ、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者とする。

## 茨城県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡城里線
- 3 道路の区域

| 区 間                                        | 旧新の別  | 敷地の幅員              | 延長    | 摘 要   |
|--------------------------------------------|-------|--------------------|-------|-------|
| 笠間市安居字下平2700番11地先から<br>水戸市鯉沢町字四の割4208番地先まで | (A)   | メートル               | メートル  | 5,842 |
|                                            |       | 最大 24.7<br>最小 4.9  |       |       |
| 笠間市安居字下平2700番11地先から<br>笠間市安居字東平3438番地先まで   | 旧 (B) | 最大 45.5<br>最小 15.7 | 1,278 |       |
|                                            |       |                    |       |       |
| 笠間市長兔路1320番1地先から<br>笠間市柏井字池端560番1地先まで      | (C)   | 最大 61.0<br>最小 27.0 | 1,577 |       |
|                                            |       |                    |       |       |



|                                            |          |          |               |       |        |
|--------------------------------------------|----------|----------|---------------|-------|--------|
| 笠間市安居字下平2700番11地先から<br>水戸市鯉淵町字四の割4208番地先まで | (A)<br>新 | 最大<br>最小 | 24.7<br>4.9   | 5,842 | バイパス延伸 |
| 笠間市安居字下平2700番11地先から<br>笠間市柏井字池端560番1地先まで   | (B)      | 最大<br>最小 | 201.0<br>15.7 | 4,145 |        |

茨城県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 明野間々田線
- 3 道路の区域

| 区 間                  | 旧新の別 | 敷地の幅員    |              | 延長   | 摘 要        |
|----------------------|------|----------|--------------|------|------------|
|                      |      | メートル     |              | メートル |            |
| 結城市大字大木字舩の谷350番1地先から | 旧    | 最大<br>最小 | 29.3<br>7.3  | 800  |            |
| 結城市大字大木字八坂前436番1地先まで | 新    | 最大<br>最小 | 33.0<br>11.5 | 800  | 現道拡幅（歩道新設） |

茨城県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手豊岡線
- 3 道路の区域

| 区 間                | 旧新の別 | 敷地の幅員    |             | 延長   | 摘 要  |
|--------------------|------|----------|-------------|------|------|
|                    |      | メートル     |             | メートル |      |
| 守谷市大木字東668番3地先から   | 旧    | 最大<br>最小 | 9.4<br>6.3  | 233  |      |
| 守谷市大木字馬乗場509番2地先まで | 新    | 最大<br>最小 | 15.3<br>9.4 | 233  | 現道拡幅 |

茨城県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和4年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 一般国道 123号
- 2 供用開始の区間 東茨城郡城里町大字那珂西字台海道東1928番2地先から  
東茨城郡城里町大字那珂西字兵庫坪2001番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月22日

~~~~~

**茨城県告示第312号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、令和4年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 稲田友部線
- 2 供用開始の区間 笠間市本戸字田利6116番地先から  
笠間市本戸字下ノ尻725番3地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月25日

~~~~~

**茨城県告示第313号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、令和4年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 戸崎上稲吉線
- 2 供用開始の区間 かすみがうら市下稲吉1492番2地先から  
かすみがうら市下稲吉1479番6地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月25日

~~~~~

**茨城県告示第314号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、令和4年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 十王里美線
- 2 供用開始の区間 日立市十王町伊師本郷字堂畑754番5から  
日立市十王町友部字赤岡3103番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月30日

~~~~~

**茨城県告示第315号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 4 年 3 月 22 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 稲敷阿見線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡阿見町大字追原字味噌作652番6地先から  
稲敷郡阿見町大字追原字台畑1334番3まで
- 3 供用開始の期日 令和 4 年 3 月 28 日



**茨城県告示第316号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 4 年 3 月 22 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 小野土浦線
- 2 供用開始の区間 土浦市大畑字原山574番1地先から  
土浦市大畑字前山873番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 4 年 3 月 25 日



**茨城県告示第317号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が、車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和 4 年 3 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

| 路線名       | 区間                                                                |
|-----------|-------------------------------------------------------------------|
| 一般国道 354号 | 土浦市木田余字茅場72番1地先から<br>土浦市手野町字池下1518番1地先を経由し<br>土浦市菅谷町字前山1150番4地先まで |
| 一般国道 354号 | 土浦市木田余字茅場72番1地先から<br>土浦市手野町字根田28番1地先を経由し<br>土浦市手野町字清水脇3988番8地先まで  |
| 県道 筑西三和線  | 結城市山王字市村572番1地先から<br>結城市粕礼字茶ノ木下1161番1地先まで                         |
| 県道 竜ヶ崎阿見線 | 牛久市久野町2827番1地先から<br>稲敷郡阿見町大字吉原字正上内2743番1地先まで                      |
| 県道 上吉影岩間線 | 小美玉市竹原中郷字十三1578番11地先から<br>小美玉市竹原字寺田2482番2地先まで                     |

## 2 指定する期日

令和 4 年 4 月 1 日

## 茨城県告示第318号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

令和 4 年 3 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

| 路 線 名     | 区 間                                                               |
|-----------|-------------------------------------------------------------------|
| 一般国道 354号 | 土浦市木田余字茅場72番1地先から<br>土浦市手野町字池下1518番1地先を經由し<br>土浦市菅谷町字前山1150番4地先まで |
| 県道 竜ヶ崎阿見線 | 牛久市久野町2827番1地先から<br>稲敷郡阿見町大字吉原字正上内2743番1地先まで                      |
| 県道 上吉影岩間線 | 小美玉市竹原中郷字十三1578番11地先から<br>小美玉市竹原字寺田2482番2地先まで                     |

## 2 指定する期日

令和 4 年 4 月 1 日

## 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

---

**正 誤**

---

平成30年10月29日付け茨城県報第3042号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤                    | 正                    |
|-----|-------|----------------------|----------------------|
| 14  | 下から16 | 最大 21.0              | 最大 10.3              |
| 14  | 下から15 | 200                  | 192                  |
| 14  | 下から14 | かすみがうら市下稲吉1493番1地先から | かすみがうら市下稲吉1492番2地先から |
| 14  | 下から14 | 最小 9.8               | 最小 5.4               |
| 14  | 下から12 | かすみがうら市下稲吉1497番6地先まで | かすみがうら市下稲吉1479番6地先まで |
| 14  | 下から12 | 最大 26.0              | 最大 17.3              |
| 14  | 下から11 | 200                  | 192                  |
| 14  | 下から10 | 最小 10.8              | 最小 5.8               |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)